

届出について

コンタクトレンズに係る診療費について

- ・当院では下記の医師（眼科専門医）が担当いたします。
- ・初診料は291点、再診料は76点、コンタクト検査料は200点です。
- ・初回は初診料、2回目以降は再診料になります。

上記のコンタクトレンズに係る診療費は、コンタクトレンズの処方または経過観察の場合にのみ当てはまるもので、厚労省が決めた保険点数です。

☆当保険医療機関又は当保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料でいただきます。

☆コンタクトレンズ装用のため受診された方でも、厚労省が規定した疾患がある場合は、通常の保険点数になります。（例えば、斜視、弱視、不同視、円錐角膜、角膜変形、高度不正乱視、緑内障、高眼圧症、網膜硝子体疾患、視神経疾患、手術の前後、度数のない治療用コンタクトレンズやカラーコンタクトレンズ、コンタクトレンズの装用を中止する必要がある場合など）

☆なお、治療を要する場合は、別途費用が掛かります。

☆ご不明な点などがございましたら、遠慮なくお尋ねください。

（担当眼科医師および眼科診療経験）

岡部 仁	昭和 54 年より眼科医療に従事
山口 功	昭和 55 年より眼科医療に従事
渡邊 大助	平成 06 年より眼科医療に従事
森 直樹	平成 07 年より眼科医療に従事
阿部 さち	平成 18 年より眼科医療に従事
土山 麻貴	平成 18 年より眼科医療に従事

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、

平成 22 年 4 月 1 日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 28 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

当院におけるかかりつけ医機能について

当院では発生頻度の高い疾患についての診療を行い、日常的な診察において、患者様の生活背景を把握し、適切な診療・保健指導を行い、必要な場合には、地域の医師・医療機関と協力して解決策を提供します。この他、患者様が適切な医療機関の選択ができるように、当院の有する「かかりつけ医機能」に関する体制を以下のように報告します。

1. かかりつけ医機能に関する研修終了者及び総合診療専門医について

研修の終了者の有無/人数 : 無

総合専門医の有無/人数 : 無

2. 一次診療の対応ができる領域

(1) 一次診療の対応ができる領域 : 眼領域

(2) 一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患 : 白内障・緑内障
近視・遠視・老視(屈折及び調節の異常)

3. 医療に関する患者様からの相談の対応について : 可

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は、医療 DX 促進の体制に関する以下の事項について、施設基準を満たしております。

- ・当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して診療を実施しております。
- ・マイナ保険証の利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでおります。
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及び点数を記載した詳細な明細書を、患者様に無料で交付しております。

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。それにより特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品の提供をしやすくすることができます。

ご不明な点などがございましたら受付までお声がけ下さい。

・一般名処方加算 1 8 点

・一般名処方加算 2 6 点

個人情報の保護について

当院は信頼の医療に向けて、患者様に良い医療を受けていただけますよう日々努力を重ねております。「患者様の個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。このため当院では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行につとめます。

◎個人情報の利用について

当院では、患者様の個人情報を下記の目的で利用させていただくことがございます。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて同意をいただくことにしております。

A. 院内での利用

1. 患者様に提供する医療サービス
2. 医療保険事務
3. 入退院等の病棟管理
4. 会計・経理
5. 医療事故等の報告
6. 当該患者様への医療サービスの向上
7. 院内医療実習への協力
8. 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
9. その他、患者様に係る管理運営業務

B. 院外への情報提供としての利用

1. 他の病院、診療所、老健施設等との連携
2. 他の医療機関等からの照会への回答
3. 外部の医師等の意見・助言を求める場合
4. 検体検査等の業務委託
5. ご家族等への病状説明
6. 審査支払機関へのレセプトの提出
7. 審査支払機関または保険者からの照会への回答
8. 事業者等から委託を受けた健康診断に係わる事業者等への結果通知
9. 医師賠償責任保険等に係わる、医療に関する専門団体や保険会社等への相談または届出等
10. その他、医療保険事務に関する利用

C. その他の利用

1. 医療業務の維持・改善のための基礎資料
2. 外部監査機関への情報提供

●上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたいことがある場合は、その旨を医療スタッフまでお申し出ください。お申し出がない場合は、同意していただけるものとして取り扱わせていただきます。これらのお申し出は、いつでも撤回、変更をすることができます。

◎個人情報の開示・訂正・利用停止について

当院では、患者様様の個人情報の開示・訂正・利用停止につきましても「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って進めております。

1. 外来等で患者様をお呼びするときは、〇〇様と呼ばさせていただきます。
2. 病棟の入院患者様名の表示は、従前どおり行わせていただきます。匿名等をご希望の場合は、医師あるいは医療スタッフにお申し出ください

ご不明な点などがございましたら、窓口までお気軽におたずねください。

